

水質検査成績書

東頭発第 TW-190821-9118 号

2019 年 08 月 28 日

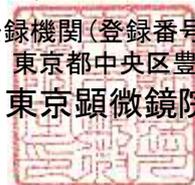
厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海5-1

檜原村長

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	檜原村役場 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村467-1		
検査受付日	2019年08月21日	採水年月日	2019年08月21日 13時13分
種別	簡易水道水		
水温/気温	24.3℃ / 25.2℃	残留塩素濃度	0.2mg/L
検査項目	結 果 (単位)	基準値 (定量下限値)	検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0)	標準寒天培地法(別表第1)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-)	特定酵素基質培地法(別表第2)
塩化物イオン	2.7 (mg/L)	200以下 (0.2)	IC法(別表第13)
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.9 (mg/L)	3以下 (0.3)	TOC計測定法(別表第30)
pH値	7.6	5.8~8.6 (-)	連続自動測定機器によるガラス電極法(別表第32)
味	異常なし	異常でないこと (-)	官能法(別表第33)
臭気	異常なし	異常でないこと (-)	官能法(別表第34)
色度	1未満 (度)	5以下 (1)	透過光測定法(別表第36)
濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1)	積分球式光電光度法(別表第41)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10以下 (0.1)	IC法(別表第13)
亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04以下 (0.004)	IC法(別表第13)
蒸発残留物 (mg/L)	500以下 (1)	重量法(別表第23)
鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3以下 (0.03)	ICP-MS法(別表第6)
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1.0以下 (0.01)	ICP-MS法(別表第6)
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01以下 (0.001)	ICP-MS法(別表第6)
銅及びその化合物 (mg/L)	1.0以下 (0.01)	ICP-MS法(別表第6)
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘	判定	上記水質項目については、水質基準に 適合
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)		
備考	特記事項なし		
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。		

水質検査成績書

東頭発第 TW-190821-9119 号

2019 年 08 月 28 日

厚生労働大臣登録機関(登録番号第98号)
東京都中央区豊海5-1

檜原村長

殿



一般財団法人 東京顕微鏡院



水質試験の結果を下記のとおりご報告いたします。

記

採水場所	特産物直売所 1階 蛇口 東京都西多摩郡檜原村847-3		
検査受付日	2019年08月21日	採水年月日	2019年08月21日 11時30分
種別	簡易水道水		
水温/気温	25.0℃ / 25.7℃	残留塩素濃度	0.4mg/L
検査項目	結 果 (単位)	基準値 (定量下限値)	検査方法 (別表番号)
一般細菌	0 (個/mL)	100以下 (0)	標準寒天培地法(別表第1)
大腸菌	検出せず	検出されないこと (-)	特定酵素基質培地法(別表第2)
塩化物イオン	1.3 (mg/L)	200以下 (0.2)	IC法(別表第13)
有機物(全有機炭素(TOC)の量)	0.5 (mg/L)	3以下 (0.3)	TOC計測定法(別表第30)
pH値	8.1	5.8~8.6 (-)	連続自動測定機器によるガラス電極法(別表第32)
味	異常なし	異常でないこと (-)	官能法(別表第33)
臭気	異常なし	異常でないこと (-)	官能法(別表第34)
色度	1未満 (度)	5以下 (1)	透過光測定法(別表第36)
濁度	0.1未満 (度)	2以下 (0.1)	積分球式光電光度法(別表第41)
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素 (mg/L)	10以下 (0.1)	IC法(別表第13)
亜硝酸態窒素 (mg/L)	0.04以下 (0.004)	IC法(別表第13)
蒸発残留物 (mg/L)	500以下 (1)	重量法(別表第23)
鉄及びその化合物 (mg/L)	0.3以下 (0.03)	ICP-MS法(別表第6)
亜鉛及びその化合物 (mg/L)	1.0以下 (0.01)	ICP-MS法(別表第6)
鉛及びその化合物 (mg/L)	0.01以下 (0.001)	ICP-MS法(別表第6)
銅及びその化合物 (mg/L)	1.0以下 (0.01)	ICP-MS法(別表第6)
検査責任者	水質検査部門管理者 宮田 昌弘	判定	上記水質項目については、水質基準に 適合
検査方法 基準値	平成15年7月22日厚生労働省告示第261号に基づく (別表番号とは厚生労働省告示第261号に示す検査法) 水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号)		
備考	特記事項なし		
注	結果欄の「.....」は検査対象外です。		